

児童福祉法に基づく
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 系 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 健 ‘H a n k s (以下「事業者」という。) が設置する 系 (以下「事業所」という。) において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス (以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) 第 21 条の 5 の 6 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。) の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者 (以下「障害児等」という。) の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

(2) 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流が図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

(3) 事業者は、保育士、児童指導員及び指導員が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者 (以下「障害児通所支援事業者等」という。) との密接な連携に努めるものとする。

3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

4 前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 糸

(2) 所在地 札幌市白石区本郷通12丁目北4-8太閤ビル1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

- (エ) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 保育士・児童指導員・専門士等 2名以上（常勤職員）

児童発達支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

利用者のニーズに基づき、個別・集中的に計画を立てて質の高い支援を行う。

（専門士及び児童福祉事業に5年以上従事した保育士・児童指導員に限る。）

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
- 月曜日から土曜日までとする。ただし月2回の土曜日（休所日）と、お盆期間（事業所が定める）、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
 - ①月曜日から金曜日まで午前9時00分から午後12時30分まで、
 - ②月曜日から金曜日まで午後13時30分から午後5時まで
 - ③土曜日の午前9時00分から午後2時30分までとする。
- (3) サービス提供日
 - 【指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス】

第1単位：月曜日から金曜日までの午前9時から午後12時30分までとする。
ただし、お盆期間（事業所が定める）、12月30日から1月3日までを除く。

第2単位：月曜日から金曜日までの午後1時30分から午後5時までとする。
ただし、お盆期間（事業所が定める）、12月30日から1月3日までを除く。

第3単位：土曜日の午前9時から午後2時30分までとする。ただし、月2回の土曜日は休所とする。お盆期間（事業所が定める）、年末年始12月30日から1月3日までを除く。

（4）サービス提供時間

【指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス】

第1単位：午前9時から午後1時30分までとする。

第2単位：午後1時30分から午後5時00分までとする。

第3単位：午前9時から午後2時30分までとする。

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用定員）

第7条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は次のとおりとする。

- （1）第1単位と第2単位を合わせて10名
- （2）第3単位10名

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

第8条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者
発達障害児を含む）

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容）

第9条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

【指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス】

- （1）児童発達支援計画の作成

- （2）基本事業

（ア）日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動（リトミック）等

（イ）集団生活適応訓練

会話（コミュニケーション）、パソコン操作等

（ウ）創作的活動

絵画、工作等

- （3）送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校、幼稚園と事業所との間の送迎を行う。

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

（1）【指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス】

日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適當とみられるものの実費

（2）指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（サービス利用に当っての留意事項）

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- （1）利用者等の健康状態に異常がある場合はその旨を事業所に申し出ること。
- （2）利用者等は、職員が安全上の必要から行う指示を厳守すること。
- （3）利用者等はサービス利用をキャンセルする場合は事前に連絡を行うこと。
- （4）サービス提供当日に、児童の体調不良等の異常がある場合は、利用者の同意を得て、事業所はサービス内容の変更等の措置を講ずるものとすること。
- （5）利用者は、送迎時間を含むサービス提供時間内は、事業所からの急な連絡を受けることができるように講ずること。

（利用者負担額等に係る管理）

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、

利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 13 条 通常の事業の実施地域は、白石区・清田区・豊平区・厚別区・の区域とする。

※上記の区域内であっても、事情によりお断りをする場合がある。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 14 条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 15 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 16 条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により北海道知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町

村又は北海道知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は北海道知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 1 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止等に関する事項）

第 18 条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束適正化等のため、虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置し、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）虐待防止に関する担当者の選定及び設置

（2）虐待に関しての通報・相談の受付と対応

（3）従業者に対する虐待の防止や身体拘束に関する啓発・普及するための研修の実施

（緊急時における対応方法）

第 19 条 1 サービス提供中に利用児童が発熱等体調不良でサービスにたえられないと判断した場合、感染症拡大や児童の生命保護の観点から、利用者との相談のうえ時間を切り上げて利用を中断する等の対応を取る。

2 災害や事故等、緊急を要する状態が発生した場合は、安全確保後、主治医に連絡する等必要な処置を講じる。その場合、利用者の緊急連絡先に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28年 3月 8日から施行する。

平成 31年 4月 1日 一部改正
令和 3年 4月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正